

〔施策の目標〕

- ア 市部の施設は、近代的な設備を具備し、多目的に使用できるものを建設し、その充実をはかる。
- イ 郡部における文化施設は地域の公民館である。市部の増大により郡部が小規模化し、文化施設は都市に偏重する傾向をもつので、特に山間へき地にある公民館の充実をはかる。

〔事業計画〕

(「社会教育施設の整備充実」の項参照)

(2) すぐれた芸術文化団体、サークル活動の助長

〔施策設定の理由〕

すぐれた県民文化の樹立は、県民みずから創造する力を養い、体得したものを実生活の上に活かすことが必要である。

これは、すぐれた芸術（芸術家）を保護顕彰し、優良な文化団体はもちろん、小サークルでも健全な活動ができるよう助長育成する必要がある。

〔施策の目標〕

- ア 県文化に貢献のある功労者の顕彰をする。
- イ 優良文化団体の育成をはかる。
- ウ 指導者、サブリーダーとなる若い人材の育成につとめる。

〔事業計画〕

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～50年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
文化団体指導者講習会	県	昭和43年度から3年計画 対象人員 1,500人 単年度計画 参加人員 500人 会場 1会場 単年度事業経費 200千円 期間内の事業費 200×3	千円 600	昭和46年度から5年計画 対象人員 2,500人 単年度計画 参加人員 500名 会場 1会場 単年度事業経費 200千円 期間内の事業費200×5	千円 1,000

(事業実施の方針)

- (ア) 健全な文化活動の中心をなす地方にある文化団体、公民館、諸学級、サークル等の中心となるリーダーの養成につとめる。
- (イ) 昭和40～45年度においては、地教委担当者、公民館担当者を対象として開催する。
- (ウ) 昭和45～50年度においては、各種文化団体のリーダーを対象として開催する。

3 文化財の保護と活用の徹底

(1) 文化財保存調査の実施

〔施策設定の理由〕